

令和2年度

山形村職員（保育士）採用試験実施要領

（令和3年4月採用）

職 種	保育士		
試験日	1次試験	令和2年 9月20日（日）	
	2次試験	令和2年10月17日（土）	〔予定〕
受付期間	令和2年7月15日（水）から8月13日（木）まで		

■問合せ先

長野県東筑摩郡山形村 2030-1

山形村役場総務課総務係

電話 0263-98-3111

令和2年度 山形村職員（保育士）採用試験実施要領

令和2年度山形村職員（保育士）採用試験を次のとおり実施します。

1. 試験の級、試験区分及び採用予定人数

試験の級	試験区分（職種）	採用予定人数
初 級	保育士	若干名

2. 受験資格

試験の級	受 験 資 格	
	生 年 月 日	その他の要件等
初級	昭和 55 年 4 月 2 日以降に生まれた人	保育士資格及び幼稚園教諭資格を有する人（今年度中に両方の資格を取得する見込みの人を含みます）

■次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない人
- (2) 地方公務員法第 16 条に規定する次の欠格条項に該当する人
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ② 山形村職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない人
 - ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3. 試験の日程等

(1) 1 次試験

日 時	令和 2 年 9 月 20 日（日） 午前 8 時 受付開始 （詳細については、受験票の送付とともに別途通知します。）
会 場	東筑摩郡山形村 2040-1 山形村農業者トレーニングセンター

(2) 2 次試験

日 時	令和 2 年 10 月 17 日（土） 午前 9 時受付開始（予定） （詳しい日程は、1 次試験合格者に個別に通知します。）
会 場	東筑摩郡山形村 2030-1 山形村役場

4. 受験の手続

(1) 受験申込書の請求先及び提出先

山形村役場総務課 【〒390-1392 長野県東筑摩郡山形村 2030-1 ☎0263-98-3111】

※申込書は山形村のホームページからダウンロードすることができます。A4サイズの普通紙に片面印刷の状態で使用してください。

(2) 提出書類

① 受験申込書 ② 最終学歴の成績証明書 ③ 最終学歴の卒業（見込）証明書

[成績証明書、卒業証明書が発行されない場合は、その理由等を申し出てください。]

④ 資格・免許を有することがわかる書類（証の写しなど）

(3) 受付期間

令和2年7月15日（水）～8月13日（木） 土、日、祝日を除いた午前8時30分から午後5時15分までの間に総務課窓口へ持参してください。

郵送による提出については、令和2年8月13日の消印のあるものまで受け付けます。この際、必ず封筒の表面に「受験申込書在中」と朱書きしてください。

(4) 受験票の送付

受付期間終了後、1週間ほどの間に受験申込書に記載された現住所に受験票を郵送します。受験票が到着しないときは、山形村役場総務課まで連絡してください。なお、現住所以外への送付を希望する場合は、「現住所以外の送付先」欄に住所と電話番号を記載してください。

(5) その他

受験資格要件に欠ける場合又は書類が整っていない場合（記入不備を含む）は、書類が総務課に到着していても受け付けはできません。

5. 試験の内容

種 目	内 容	所要時間等
【1次試験】		
教養試験	社会についての関心や基礎的・常識的な知識、職務遂行に必要な基礎的な言語能力・論理的思考力を検証する問題	60題 75分
性格特性検査	公務員に求められる資質について、性格特性をみる	150題 20分
職場適応性検査	公務員としての職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係面での性格特性をみる	150題 20分
専門試験	社会福祉、子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理、保育内容、子どもの保健	30題 90分
作文試験	与えられたテーマについて自分の考えをまとめて文章に表現する	テーマは当日発表 60分
【2次試験】		
個別面接試験	人物、性向等について個人面接による試験	15～20分程度

6. 試験結果の通知

1次試験の結果は10月初旬、2次試験の結果は概ね10月下旬までの通知を予定しています。いずれも結果通知書を受験票と同様に受験者本人あてに郵送します。

7. 採用

- (1) 最終合格者（採用内定者）は、令和3年4月1日付けで採用の予定です。なお、卒業見込み又は資格（免許）取得見込みとしている人が、採用までに正当な理由なく卒業又は必要な資格（免許）の取得ができない場合は、採用内定者であっても基本的には採用いたしません。
- (2) 採用後は、行政需要の変化など諸般の状況に応じて、試験区分と異なる業務に従事していただくこともあります。

8. 給与

- (1) 初任給（月額）は、現行150,600円です。採用時まで改定等があった場合にはその改定等の後の金額となります。
- (2) 前歴（高校卒より上位の学歴・社会人経験等）のある人は、規定により前歴調整を行い、その期間を反映した金額となります。
- (3) その他、個人の支給要件に応じた各種手当が支給されます。

9. その他

- (1) 受験にあたっては、この要領のほか受験票の送付時に同封する試験実施案内をご覧ください。
- (2) 当採用試験のために収集する個人の情報は、その目的以外に使用することはありません。